

もし、政府の改憲案が成立して憲法に自衛隊が明記されたら日本はどうなるのでしょうか？
皆さんはきっと、こう思うでしょう

「1、2項で戦争をしない、戦争のための軍隊は持たないと明記しているから大丈夫・・・」
でも、法律の世界では「後法優先の原則」というのがあり、先の条文は書き加えられた条文（3項）によって、効力を失うのです。

そしてやがては、平和国家から「戦争ができる国」に変ぼうしてしまうでしょう
税金を投じて外国から高価な戦闘機やミサイルなどを買わせ、同盟国が参戦する様々な紛争や戦争にも加担することになるでしょう
そうすると、皆さんの暮らしに関わる社会保障（医療・教育・年金・福祉）に使われる予算は、もっともっと減らされてしまいます
また、戦争が起これば自衛隊が行っている様々な国内の災害救助活動はできなくなります



終わりまで読んでいただき、ありがとうございました

私たちの大事な憲法の話です
お家で、職場で、学校で、友だちや知人と話題にして、もう一度よく考えてください
どうぞ、よろしくお願い致します

かながわロックの会

私たちは、衆議院神奈川第6区（保土ヶ谷区・旭区）で立憲主義を守るために活動する市民グループです！

<私たちの3つの目的>

- 1、日本が海外で他国軍のために武力を行使することを可能にした「安保関連法」の廃止
- 2、個人の権利や自由を保障する民主主義や権力の横暴を抑える立憲主義の実現
- 3、安心して暮らせる神奈川を目指した政治・社会の実現

連絡先（共同代表）

・前田康雄

kanagawa.rokku@gmail.com

・須藤富男

☎090-2634-5976

◇Facebookページ◇

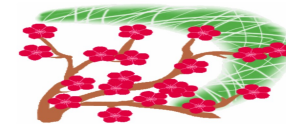
<https://www.facebook.com/kanagawaRokku/>

<配布者>



日本国憲法の話し

～改憲が今、なぜ必要なの？～



皆さん、こんにちは
私たちは、立憲主義を守るために活動している市民グループ「かながわロックの会」です

今年は**憲法**が大きなテーマとなりそうです
政府が改憲案を取りまとめているからです
では、今なぜ改憲が必要で、どんな目的で変更するのでしょうか？

私たち国民にとって大事な憲法が、時の政権によって、よく分らないままに変えられてしまうことを、私たちはとても恐れています
どうぞ、このパンフレットを読んで、もう一度この国の憲法について復習してみませんか？



1947年11月3日・公布
私たちの日本国憲法の話し

製作：かながわロックの会

私たちの憲法とは



憲法ってそもそも何でしょうか？

いまの憲法は、総選挙で選ばれた

国民の代表により昭和21年11月3日に公布

され翌年の5月3日からスタートしました

憲法は社会の中で一番大事な規則となる「最高

法規」で、それはどのような考えに基づいて作

られたものか「前文」に書いてあります

憲法の3つの基本原則について

○国民主権（主権在民ともいう）

「国の政治のあり方を決める力は国民一人ひとりにある」ということです

実際には正当な選挙によって選ばれた代表者

（国会議員）が国会を通じて政治を行います

天皇は日本国民統合の象徴とされています

○平和主義

憲法前文で、他国の主権を尊重して友好な関係を築く国際平和主義を掲げ、憲法第9条で、戦争の放棄・戦力の不保持・交戦権の否認を明記しています

○基本的人権の尊重

「人間が生まれながらに持っている、人間らしく生きるための権利を一番大事にしよう」という意味です

基本的人権には自由権（思想・信条・表現・職業選択などの自由）、社会権（生存権・教育を受ける権利など）、参政権（選挙権・被選挙権）、請求権（裁判を受ける権利など）、平等権といった権利が含まれています

また、権力が一つに集中しないように、権限を立法権（国会）、行政権（内閣）、司法権（裁判所）の3つに分けました

憲法は主権在民のルールのもと、立憲主義の立場が貫かれていて、これは国家や権力者が国民の大事な権利を踏みにじって勝手なことをしないように権力者を縛って、国民の利益を最大限に守り尊重させる、ということです

平和憲法の象徴、第9条について

また、先の世界大戦で日本は間違った侵略戦争を起こし、たくさんの人々を死なせ、アジアの人たちにも、日本の人たちにも、とても酷いことをしてきました

戦争を起こすのが人間ならば、戦争を止めるのも人間です

そこで、先の侵略戦争の反省から、9条に明記された恒久平和の条文が生まれたのです

第九条 戦争の放棄、戦力・交戦権の否認

1項 国際平和を希求して、戦争もいかなる武力行使も永久に放棄する

2項 そのために、いっさいの戦力を持たず、国の交戦権も認めない

（上記の条文は要約です）



改憲案の中身と目的は？

しかし、いま政府はこの憲法を今年中に変えたいと計画し、4つの条項を改憲の柱として取りまとめ、その中の一つに9条に自衛隊を明記した3項目を付け加えようとしています
それでは、平和憲法の象徴である第9条改憲の問題について考えてみましょう

2年前に国会で「安保法制」が強行採決され、自衛隊の任務は変えられました
同盟国（又は国連軍）と一緒にあって、戦争をしている他国へ派兵し武力行使できる自衛隊になったのです（集団的自衛権の行使）

しかし、集団的自衛権の行使は明確な憲法違反で、これを正当化する改憲は自衛官の命を危険にさらし、国際平和の秩序を乱します
北朝鮮の脅威や中国海軍の脅威に対しても、専守防衛で対応すべき問題ですから、9条を改憲して海外派兵する必要は全くないのです

その他に、3つの条項を書き加えようとしていますが、それは以下の内容です

◎緊急事態条項⇒緊急事態時は選挙は停止され、野党が戦争終結を求める総選挙ができない

◎教育の無償化⇒あくまで目標にすぎません

◎参議院の合区解消⇒小選挙区が増えて「1票の格差」が3倍以上に拡大します

*こんな条項が本当に、憲法を改正する正当な理由になるのでしょうか？